



子 高 号 外
令和4年12月8日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における感染対策の徹底について（その2）

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。
みだしのことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありますので、送付いたします。
新型コロナウイルス感染症が毎年、年末年始に流行していることを踏まえ、換気対策をはじめとした感染対策に関する下記の事項について、より一層の対応を改めてお願いいたします。

記

- 1 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 2 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと
- 3 施設利用者への感染を防ぐため、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設での導線の分離など感染対策を徹底すること
- 4 事前の検査など感染防止対策を行った上で面会を実施すること
医療機関及び高齢者施設等における面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日（内閣官房）対策本部決定）」からの引用）
- 5 従業員向け定期検査を行うこと
 - ・ 検査費用は県が負担
 - ・ 令和4年12月の実施から、入居施設への新規入居者も検査対象としています
- 6 従業員や利用者にワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
 - ・ 希望する高齢者が遅くとも年内にオミクロン株対応ワクチン接種が受けられるよう、巡回接種等について御協力をお願いします

沖縄県高齢者福祉介護課
介護指導班、施設福祉班
電話：098-866-2214